租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成24年旧措置法」という。）第42条の５第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号イ（償却費）	00284	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号イ）	00285	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号イ）	00286	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の５第１項第１号ロ（償却費）	00403	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第１号ロ）	00404	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第１号ロ）	00405	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ（償却費）	00287	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ）	00288	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ）	00289	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ（償却費）	00290	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ）	00291	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ）	00292	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ（償却費）	00293	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ）	00294	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ）	00295	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

様式第１の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の５第２項」の次に「、平成24年旧措置法第42条の５第２項」を、「第42条の５第３項」の次に「、平成24年旧措置法第42条の５第３項」を加え、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の６第１項第１号」の次に「又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」を加え、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の６第２項」の次に「又は平成24年旧措置法第42条の６第２項」を、「第42条の６第３項」の次

沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号 第42条の９
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号 第42条の９
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９号 第42条の９